

申請概要

1 申請者

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT西日本」という。)

2 申請年月日

平成21年4月14日(火)

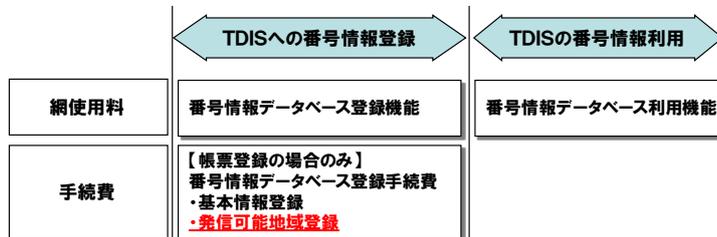
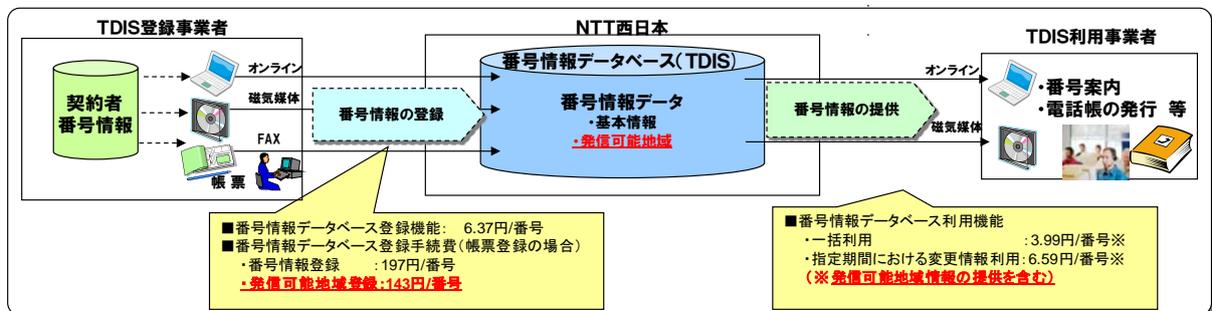
3 実施時期

認可後、速やかに実施。

4 概要

NTT西日本が提供する番号情報データベース(以下「TDIS」という。)においては、TDIS登録事業者より当該事業者の契約者番号情報の登録を受け、同情報をTDIS利用事業者に提供しているが、契約者番号情報のうち、着課金サービス等に係る発信可能地域の情報について、近年各TDIS利用事業者の利用実績がなく、今後の利用意向もないことから、当該情報の登録及び提供を廃止すべく、接続約款の変更を行うもの。

■番号情報データベース(TDIS)の概要



※赤字部分が今回削除する部分

5 主な変更内容

T D I Sは、電話帳発行・番号案内事業におけるN T T東西と他の事業者等との間の同等性を確保するため、各事業者が共通に利用できる番号情報の流通基盤として、平成13年7月よりN T T西日本が提供しているものである（N T T東日本についても、N T T西日本のT D I Sを利用している。）。

また、T D I Sでは番号情報のうち基本情報に加え、付加情報として、着課金サービス等における当該サービス番号へ発信可能となる地域を限定するために設定する情報（以下「発信可能地域情報」という。）の登録、提供を実施してきたところである。

しかしながら、発信可能地域情報については、N T T東西を含め各T D I S利用事業者において近年利用がなく、今後も同情報の利用見込みがない状況である。また、T D I S登録事業者においても、T D I S利用事業者側で同情報の利用見込みがないことを踏まえ、今回の廃止に同意しているところである。

以上のことから、発信可能地域情報の登録及び提供を廃止することとし、以下のとおり接続約款を変更するものである。

○ 帳票による登録の場合

番号情報データベース登録手数料のうち、イ欄の発信可能地域情報の登録に係る費用（143円/番号）について削除する。（ア欄については基本情報登録に係る手数料（197円/番号）のため変更なし。）

○ オンライン及び磁気媒体による登録の場合

T D I Sへの登録において、発信可能地域情報の登録が不要となるが、同情報の登録に特化した網使用料を設定していないため（6.37円/番号）、接続約款の変更なし。

6 諮問を要しない理由等

本件は、N T T西日本が提供するT D I Sにおいて、既に利用している事業者がなく、今後も利用が見込まれない発信可能地域情報に関し、その登録及び提供を廃止するものである。また、N T T西日本がT D I S登録事業者及びT D I S利用事業者を確認を行ったが、登録及び提供を廃止することに特段の異論はない状況である。

よって、電気通信事業法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、本件は情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として取り扱うことが適当と認められたものである。